

○国土交通省令第七十三号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和五年九月二十二日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 宮下 一郎

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という）

（道路運送法施行規則の一部改正）

第三条 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後
<p>(事業計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について地域公共交通会議(地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために又は複数の市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。))又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。))又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(次条第一項第二号から第六号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下「協議会」という。)(以下「地域公共交通会議等」という。))における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>1〜6 (略)</p> <p>3〜8 (略)</p> <p>(地域公共交通会議の構成員)</p> <p>第四条の二 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。</p> <p>一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長</p> <p>二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体</p> <p>三 住民又は旅客</p> <p>四 地方運輸局長</p> <p>五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体</p> <p>六 自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通</p>

改正前
<p>(事業計画)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の事業計画には、次に掲げる事項を記載した路線図を添付するものとする。ただし、当該路線図について第九条の二に規定する地域公共交通会議又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)第六条に規定する協議会(第九条の三第一項第二号から第五号までに掲げる者を構成員に含むものに限る。以下単に「協議会」という。))における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>1〜6 (略)</p> <p>3〜8 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p>会議を主宰する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行つている第四十九条に規定する特定非常利活動法人等</p> <p>2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があるとき認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。</p> <p>一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者</p> <p>イ 道路管理者</p> <p>ロ 都道府県警察</p> <p>二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者</p> <p>(申請書に添付する書類)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、地域公共交通会議等における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>3〜5 (略)</p> <p>(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について法第九条第四項に規定する協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。</p> <p>3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。</p> <p>一 (略)</p>

<p>(申請書に添付する書類)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 法第四条の規定により一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、前項各号に掲げる書類について、第九条の二に規定する地域公共交通会議又は協議会における協議を経たときは、その添付を省略することができる。</p> <p>3〜5 (略)</p> <p>(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃等の届出)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>2 法第九条第四項の規定による運賃等の設定又は変更の届出に係る前項の届出書には、当該届出に係る運賃等について次条に規定する地域公共交通会議又は協議会において協議が調つていることを証する書類を添付するものとする。</p> <p>3 次に掲げる場合には、第一項中「当該運賃等の実施予定日の三十日前までに」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。</p> <p>一 (略)</p>
--

二 前号に掲げる場合のほか、法第九條第七項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要ないと認めるとき。

(削る)

(削る)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九條第六項各号に該当しないものとして国土交通大臣（運賃等の届出の受理の権限が地方運輸局長に委任されている場合にあつては、地方運輸局長）が必要ないと認めるとき。

(法第九條第四項の協議が調つたとき)

第九條の二 法第九條第四項の協議が調つたときは、同項の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般旅客自動車運送事業及び自家用有償旅客運送に関する協議を行うために又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調つているときとする。

(地域公共交通会議の構成員)

第九條の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

- 一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長
 - 二 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
 - 三 住民又は旅客
 - 四 地方運輸局長
 - 五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- 2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、次に掲げる者
 - イ 道路管理者

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十條 (略)

2 (略)

3 法第九條第六項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 五 (略)

4 次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九條第七項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要ないと認めるとき。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の認可申請)

第十條の二 法第九條の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃等の設定又は変更の認可を申請しようとする者は、次に

ロ 都道府県警察

一 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

3 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、法第七十九條の二の規定による登録の申請に係る第四十九條に規定する特定非営利活動法人等が行う自家用有償旅客運送について地域公共交通会議において協議を行う場合には、当該申請者の意見を聴取するものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業に係る影響が小さい運賃及び料金の届出)

第十條 (略)

2 (略)

3 法第九條第五項の規定により運賃及び料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ、次に掲げる事項を記載した運賃及び料金設定（変更）届出書を提出するものとする。

一 五 (略)

4 次に掲げる場合には、前項中「運賃（第一項第一号ハに掲げるものを除く。）にあつては当該運賃の実施予定日の七日前までに、同号ハに掲げる運賃及び料金にあつてはあらかじめ」とあるのは、「あらかじめ」と読み替へるものとする。

一 (略)

二 前号に掲げる場合のほか、法第九條第六項各号に該当しないものとして地方運輸局長が必要ないと認めるとき。

(一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請)

第十條の三 法第九條の三第一項の規定により、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の設定又は変更の認可を申請しようとする者は

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十月一日）から施行する。

(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の道路運送法施行規則第五十一条の七第一号に規定する運営協議会は、第三条の規定による改正後の道路運送法施行規則第四条第二項に規定する地域公共交通会議とみなす。